

生活保護費不正支出事件における元職員との 損害賠償に係る合意書の締結等について

このたび、生活保護費不正支出事件において、元職員（横領罪で起訴、公判中）と本市との間で、本市が被った損害に係る弁済についての合意書の締結に至りました。

これは、元職員の代理人弁護士と本市が委任した顧問弁護士との間で、鋭意交渉が行われてきた結果によるものです。

その概要は、元職員及び家族名義の預貯金等の資産について、まずは本市に預託した上で、横領額の確定作業が終了し次第、一定の手続きを経て両者間で確定した損害金について、預託金から支払うものです。

また、損害金に対する遅延損害金（年5%）についても、預託金から支払うものです。

さらに、職員の残業代など調査に要した費用、弁護士費用、外部調査委員会に要した費用なども、今後の交渉等で確定したものについて、預託金から支払うものです。

これらの支払の後、なお残金が生じた場合は、元職員に返還します。

このたびの合意書の締結は、現在検証作業中である横領金総額の確定を待つことなく、損害金の支払を担保するためのものです。

※詳細については、別紙をご参考ください。

(参考)

- 合意書の締結者 元職員・宮本昌浩の代理人 弁護士 加藤 知徳 氏
河内長野市の代理人 弁護士 佐藤 竜一 氏
- 合意書の締結日 平成26年3月28日

問い合わせ：河内長野市 生活福祉課（☎0721-53-1111）

(別紙)

1. 合意書の概要

① 元職員及び家族名義（不正に無関係なものを除く）の預貯金、金融商品、保険、株式等の資産について、解約等必要な手続をした上で、本市の指定する口座に預託する。

（ただし、一部の保険については質権を設定し、下記②から④の支払に不足が生じた場合は質権を実行する。）

② 元職員による横領額の本市における確定作業が終了し次第、一定の手続を経た上で、本市が確定した横領額に相当する損害金に対して元職員が異議を述べる機会を与え、異議のない損害金については、元職員は預託金をもって支払を行う。

③ 上記②の異議のない損害金に対する年5パーセントの遅延損害金の支払義務については、本市と元職員との間で争いがあるものの、元職員は預託金をもってこれを支払う。

元職員が遅延損害金の支払義務の不存在を主張して、支払済みの遅延損害金の返還を求める場合は、元職員が訴訟を提起しなければならない。

④ 上記②で異議が述べられた損害金、元職員が不正をするために費やした勤務時間に対する給与相当額、職員の残業代など調査に要した費用、弁護士費用、外部調査委員会に要した費用などその他の損害金に対する支払については、引き続き協議を行い、協議が整わない場合は訴訟によって損害金を確定した上で、預託金をもって支払を行う。

2. 横領金の総額

○本市では、元職員が在籍していた全期間（平成13年10月～平成23年3月）において存在していた全ての被保護世帯（約2,500件）について、現存している可能な限りの資料に基づき、検証作業を行っています。

○現在、被保護世帯ごとのケースファイルの点検作業は概ね終了し、記録に基づかない保護決定、あるいは保護決定に基づかない支給など、不自然な支給の洗い出しをほぼ終えているところです。

○しかしながら、資金管理用通帳や領収書、支出命令書などとの1件ごとの関連付けによる不正支出の確定ができておらず、目標としていた平成26年3月末を目処とした横領金総額の確定は難しい状況です。

- なお、不正支出と思われる最も早い時期は、平成 17 年度ごろであると見込んでいます。
- また、元職員から提示のあった資産の一覧（公表不可）によると、その資産の範囲において、現在のところ、上記②から④のすべての損害金の支払は可能であると見込んでいます。
- このたびの合意書の締結は、横領金総額の確定を待つことなく、損害金の支払を担保するためのものですが、今後も引き続き作業を進め、できる限り早期に損害の回復を図るよう努めてまいります。